

令和2年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省2-(5))				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (薬物事犯者に関する研究)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (- 3 - (1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,869	3,304	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	/
		合計(a+b+c)	2,869	3,304	-	
執行額(千円)		2,869	3,304	-		
政策評価実施時期	令和3年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成27年版犯罪白書によると、覚醒剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるものの、毎年1万人を超える状況が続いており、入所受刑者全体に占める割合も依然として高い水準にある。また、近年では、若年層を中心にいわゆる危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員が増加しており、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めている。さらに、薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており、平成27年版犯罪白書によると、出所受刑者の5年以内累積再入率¹⁾は、覚醒剤取締法違反で最も高く、出所者の約半数の者が出所年を含む5年以内に刑事施設に再入所している現状にある。

こうした中、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」(平成25年法律第50号)が施行され、今後、薬物事犯者の様々な特性を踏まえた処遇の一層の充実が必要な状況にある。「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)²⁾においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が求められており、特に、女性受刑者に特有の問題性に着目した効果的な指導・支援方策という観点からの要請もなされている。

以上のような状況の下、薬物犯罪に関連する法務総合研究所研究部の先行研究を見ると、「薬物犯罪の現状と対策」と題して特集を組んだ平成7年版犯罪白書では、薬物乱用問題の国際的動向、我が国における薬物犯罪の動向、薬物事犯者の特質、諸外国における薬物犯罪とその取締の現状を幅広く紹介しているが、その後、約20年が経過している。また、「再犯防止施策の充実」と題して特集を組んだ平成21年版犯罪白書では、覚醒剤事犯受刑者を対象とした調査を実施し、その再犯の実態と再犯要因等を取り上げているが、窃盗事犯者との同時調査であったこともあり、薬物事犯者の特性に関する調査項目は限られており、薬物依存者への処遇の在り方を検討するために有用な精神医学や心理学等の観点からは十分に調査されていない。

以上を踏まえて、本研究では、薬物事犯者に対する有効な方策を講じる上での資料を提供するため、主として次の二つの観点から研究を行うこととする。第一に、我が国の薬物犯罪に係る動向を見るとともに、近時の薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取

組の進展を概観し、我が国における今後の施策を検討するための基礎資料を提供する。第二に、薬物事犯者の諸特性について、刑事政策的な観点に加えて、精神医学・心理学等の観点も含めて多角的に把握し、対象者の特性等に応じた指導及び支援に資する基礎資料の提供を目指すこととする。

(2) 目的・目標

本研究の目的は「我が国の薬物犯罪に係る動向を見ること及び薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え、薬物事犯者の特性等を多角的に検討し、もって、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成29年度から平成30年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 我が国における薬物犯罪の動向

警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階での統計資料に基づき、薬物犯罪の発生状況や薬物事犯者の処遇状況等について分析する。統計資料が入手できる範囲において可能な限り幅広い規制薬物に関する動向調査を行うほか、薬物の自己使用者等に対する刑の一部の執行猶予制度の運用状況についても概観する。

(イ) 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査

諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等について最新の知見を幅広く収集し、整理して提示する。

(ウ) 薬物事犯者に係る実態調査

刑事施設に在所している薬物事犯受刑者を対象とし、質問紙調査を実施し、危険ドラッグを含む使用薬物の範囲、薬物依存の程度（処方薬依存を含む）、薬物の影響下における違法行為の有無、抑うつ・食行動異常等の併存する精神症状、自傷行為を含む故意に自己を損する行為、断薬と再使用の契機、児童期の被虐待体験等について調査し、性差等の観点から分析を行う。

(エ) 実地調査

再犯防止総合対策に係る国の機関をはじめ、民間の医療機関等において実施されている各種取組に関する実地調査（海外での調査を含む。）を行う。

ウ 共同研究者

精神医学等の分野における学識経験者を共同研究者とする。

エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、薬物犯罪及び薬物事犯者の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止対策の課題と今後の在り方を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

本研究の対象者である薬物事犯者については、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されているなど法務省の施策と密接に関連しており、実施の必要性が極めて高い。また、精神医療の領域においては、薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研

究である。さらに、刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦眉の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められ、こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

(2) 効率性

本研究の実態調査では、主たる罪名が覚醒剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるよう調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。また、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用し、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みである。さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は30点中27点である。

(3) 有効性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」³、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」³及び「世界一安全な日本」創造戦略⁴に沿ったものである。また、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や、薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和3年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、「再犯防止に向けた総合対策」や「世界一安全な日本」創造戦

略」に加えて、研究期間中に策定された「再犯防止推進計画」⁵及び「第五次薬物乱用防止五か年戦略」⁶を踏まえ、公的統計、実地調査等に基づいて、薬物犯罪に係る動向や、薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観するとともに、国立精神・神経医療研究センターにおいて薬物乱用防止及び薬物依存症回復支援に資する研究を行っている学識経験者を共同研究者として、薬物事犯者に係る実態調査を行い、薬物事犯者の特性等を多角的に検討するなどして、以下の知見を得た。

ア 我が国における薬物犯罪の動向

薬物犯罪の検挙人員の中で最も高い割合を占める覚醒剤取締法違反の検挙人員は、平成28年以降減少し続け、令和元年には、前年から13.0パーセントも減少し、昭和50年以来44年ぶりに1万人を下回った。大麻取締法違反の検挙人員は、平成21年をピークに、翌年から減少に転じたものの、平成26年からは毎年増加し続け、令和元年には昭和46年以降初めて4,000人を超えた。その一方で、危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員は、平成24年から平成27年にかけて増加し、翌年から減少し続けている。近年の大麻取締法違反の検挙人員の著しい増加には、少年を含む若年層の検挙人員の増加が大きく影響している。

近年我が国における覚醒剤の押収量が増加し、令和元年には平成元年以降最多を記録した。また、令和元年には、覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数が急増した。

覚醒剤取締法違反の起訴率は、平成14年に90パーセントを下回った後緩やかな低下傾向が見られるものの、それでも75パーセント以上の比較的高い水準にある。最近20年間の動きを見ると、起訴猶予率については、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反が、覚醒剤取締法違反と比較して一貫して高く、全部執行猶予率については、同法違反が、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反と比較して一貫して低い。令和元年において、一部執行猶予付判決を受けた人員の割合は、覚醒剤取締法違反では有期刑（懲役）の者の20パーセント弱であったが、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反では、5パーセントに満たない。

最近20年間の動きを見ると、覚醒剤取締法違反による入所受刑者は、減少傾向にある。同法違反による入所受刑者については、男性では、入所度数が3度以上の者の割合が一貫して高く、女性では、初入者の占める割合が高い。覚醒剤取締法違反による保護観察開始人員については、近年、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者では減少している。その一方、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は、着実に増加している。

薬物非行の検挙人員について見ると、かつて多かった毒物及び劇物取締法及び覚醒剤取締法の各違反は近年減少している。その一方、大麻取締法違反は平成26年以降増加し続けている。

覚醒剤取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者率は、近年上昇傾向にあり、令和元年は66.9パーセントという高い水準にある。また、同年に同法違反で起訴された者の有前科者率は75.4パーセントと高い水準にある。一方で、大麻取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者率は、平成27年以降おおむね横ばいで推移し、令和元年でも24.4パーセントであるが、最近20年間で最も低かった平成16年（10.0パーセント）よりも上昇している。

最近20年間の動きを見ると、覚醒剤取締法違反の入所受刑者の再入者率は、男女共に上昇傾向にある。また、再入者のうち40～64歳の占める割合が上昇傾向にある。同法違反の出所受刑者の5年以内再入率は、窃盗と共に、他の罪名の出所受刑者と比較すると高い。平成27年の同法違反の出所受刑者の5年以内再入率を見ると、満期釈放者及び仮釈放者のいずれも出所受刑者全体と比べて高く、入所度数別では、入所度数が多い者ほど再入率が高い。

イ 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査及び実地調査

諸外国における薬物乱用の状況として、世界における薬物使用経験者及び薬物使用

障害者の人員や人口に占める比率，薬物の押収量，我が国及び諸外国における薬物の生涯経験率・過去1年経験率の違い等を概観した。諸外国における薬物事犯者処遇としては，国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及び世界保健機関（WHO）が，基本的に有罪判決や刑罰ではなく治療等の代替手段によること（医療モデル）を提唱している。米国においては，国立薬物乱用研究所（NIDA）等が，薬物乱用防止に関する大規模かつ継続的な調査研究を行っているほか，社会内における薬物依存症の治療として，ドラッグコート，治療共同体における処遇等が行われている。

また，我が国における薬物事犯者に対する処遇として，検察庁と地方公共団体との連携による社会復帰支援，刑事施設における薬物依存離脱指導，少年院における薬物非行防止指導，地方更生保護委員会における生活環境の調整への関わり，保護観察所等における薬物再乱用防止プログラム等，様々な取組について調査を行ったほか，依存症専門の医療機関，精神保健福祉センター等の相談機関，回復支援施設等の取組についても紹介した。

ウ 薬物事犯者に係る実態調査

平成29年7月から8月（ただし女性については11月まで延長），全国の刑事施設に新たに入所した受刑者（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名に覚醒剤取締法違反を含み，覚醒剤の自己使用経験がある者）に対し，質問紙調査を実施し，刑事施設において把握しているその他受刑歴等についての情報と併せて，調査対象者全体，男女別，薬物依存の重症度（以下「依存重症度」という。）別，初入者・再入者別の分析を行った。

覚醒剤事犯者には，20歳未満から薬物の乱用を開始し，薬物犯罪を繰り返している者が少なくない。覚醒剤以外では大麻や有機溶剤の経験率が高く，その他の多くの薬物の経験率についても，一般住民を対象とした調査結果との単純比較において顕著に高かった。直近1年間の1月当たりの覚醒剤使用日数は，5日以下の者が約6割を占める一方，16日以上のも約2割を占めていた。依存重症度では，集中治療の対象の目安とされる「相当程度」以上の者が5割近くを占めており，覚醒剤事犯者が抱える薬物乱用の問題は相当に深刻であることが示唆された。加えて，アルコールの問題やギャンブル依存が疑われる者がそれぞれ全体の4割前後を占めた。

覚醒剤の使用に関し，男女共に，薬物仲間との接触，否定的な感情等が引き金になることが多かった。特に，女性では，自分の体型が気になるときなどに覚醒剤を使用しなくなった者の割合が男性よりも顕著に高く，否定的な感情等を表す多くの項目で，覚醒剤を使用しなくなった者の割合が男性よりも高かった。男女共に，使用によって本人なりのメリットを得られるとする一方で，身柄の拘束，身近な人間との関係悪化や周囲からの信頼の喪失等をデメリットと感じている者が多かった。特に，女性では，心身の調子の悪化をデメリットと感じている者の割合が男性よりも高かった。また，女性は，小児期逆境体験について，全ての項目で男性よりも経験率が高く，男性と比較し，食行動の問題・自傷行為・自殺念慮といった精神医学的問題が顕著に見られ，DV被害の経験率も高かった。

依存重症度別に見ると，覚醒剤の使用欲求が誘発される刺激（引き金）の範囲には依存重症度による違いがあることが示唆された。また，断薬経験率を依存重症度別に見ると，「相当程度」，「重度」の者が有意に低かった。

再入者は，初入者よりも，違法薬物の入手のための犯罪の経験がある者の割合，違法薬物の影響下での犯罪の経験がある者の割合，違法薬物の乱用下での運転・無免許運転の経験がある者の割合が顕著に高かった。なお，依存重症度について，「相当程度」以上の者の割合は，再入者が5割近くを占める一方，初入者も4割近くを占めていた。

薬物乱用に関する医療・保健機関や民間支援団体（以下「関係機関」という。）について，初入者は，その存在を知らなかった者の割合が，保健機関については5割を

超え、自助グループについては約4割であるなど、再入者より高かった。他方、再入者は、いずれの関係機関についても、その存在を知っていながら支援を受けたことがない者の割合が6～8割に及んでいた。支援を受けたことがない理由として、いずれの関係機関についても、初入者・再入者共に、自力でやめられると思ったこと、支援を受けられる場所や連絡先を知らなかったこと、支援内容がよく分からなかったことを挙げた者の割合が高かったが、再入者については、これに加え、支援を受けてもやめられないと思ったことを挙げた者の割合が高かった。

エ 提言・考察

各種調査・分析の結果を踏まえ、薬物犯罪の取締りを通じた薬物供給量の減少の必要性、薬物の害悪や薬物乱用の弊害、相談・支援窓口に関する情報提供の必要性、女性や少年といった薬物事犯者の特性に応じた対応や、多機関連携の強化を通じた処遇の一層の充実の必要性、刑事処分の早い段階での対応の必要性等を中心に考察を行い、我が国の薬物乱用状況が諸外国とは異なる傾向があることも念頭に、我が国における薬物犯罪対策や薬物事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について論じた。

オ 成果物

本研究の成果は、令和2年3月に法務総合研究所研究部報告（以下「研究部報告」という。）⁶²「薬物事犯者に関する研究」、令和2年11月に令和2年版犯罪白書（特集 薬物犯罪）として公刊され、法務省関係部局や大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、本研究を共同して行った国立精神・神経医療研究センターと共に、本研究の成果を平易にまとめた小冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」を作成し、全国の検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、警察、裁判所、専門医療機関、精神保健福祉センター、回復支援施設等に配布・送付したほか、国立精神・神経医療研究センターのホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。さらに、本研究の成果について、法務総合研究所の研究官等が、原著論文の発表や、日本犯罪心理学会、日本アルコール・アディクション医学会及び国際アルコール医学生物学会における発表を行っている。なお、公刊された令和2年版犯罪白書中の本研究の結果の一部が既に、厚生労働省における「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の資料や青少年向け薬物乱用防止読本に引用されているが、今後も、本研究の結果は、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に利用されていく見込みである。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

（必要性の評価項目）

薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことは繰り返し指摘されており、「再犯防止に向けた総合対策」において、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されたことに加え、刑の一部の執行猶予制度が施行され、薬物事犯者に対する処遇の一層の充実が検討されるなどしており、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連し、実施する必要性が極めて高かった。

また、精神医療の領域において薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。

このように、必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高いものであったと認められる。

（効率性の評価項目）

実態調査では、主たる罪名が覚醒剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象と

し、女性受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保した。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握可能なよう調査項目を設定した。かかる対象者及び調査項目の設定により、性別、依存重症度別、初入者・再入者の別といった対象者の特性に応じた調査分析が可能となり、そうした特性と薬物乱用状況等を詳細に検討できたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。

また、研究の実施体制・手法に関し、事前評価では、具体的な調査方法や調査項目等について検討の余地がある旨の指摘をされたが、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加え、国立精神・神経医療研究センターにおいて薬物乱用防止及び薬物依存症回復支援に資する研究を行っている学識経験者を共同研究者として、その知見を積極的に活用したことにより、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を幅広く設定するなどし、多様な観点から分析を加えることができた。このほかにも、公的統計等の信頼性の高いデータを用いて、妥当な分析手法により研究を行っており、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。

さらに、本研究に用いたデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行っている。それ以外の手法では、同水準の研究の実施は困難であり、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。

このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高いものであったと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」及び令和2年版犯罪白書(特集 薬物犯罪)として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっている。また、共同研究を行った国立精神・神経医療研究センターと共に、本研究の成果を平易にまとめた小冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」を作成し、全国の法務省所管の官署や司法機関、専門医療機関等に配布・送付したほか、国立精神・神経医療研究センターのホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。

また、本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「世界一安全な日本」創造戦略」、「再犯防止推進計画」及び「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に沿ったものである上、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や、薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、既に、厚生労働省における「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の資料や青少年向け薬物乱用防止読本に引用されているが、今後も、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。

このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高いものであったと認められる。

(3) 総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれも認められ、評点の合計は70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和3年7月15日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見」基本政策 関係番号5のとおり

〔反映内容〕

諸外国における薬物事犯者処遇に対する施策の調査に関し、米国のドラッグコートに係る調査からは、対象者の再犯リスクや支援ニーズを的確に査定・把握し、個々の対象者に合わせて医療、職業、教育、福祉等の多角的なサービスを継続的に提供することによって再犯防止効果が上がるという示唆を、治療共同体に係る調査からは、刑事司法機関と連携しながら、対象者のニーズに合わせ、薬物依存症の治療プログラムのほか、医療、福祉、教育等の多角的なサービスを提供することが重要であるという示唆を得た。また、これらの機関の職員へのインタビュー調査では、薬物事犯者が刑事司法制度の枠組みから地域社会に移行するときに、治療を中断したり、支援から離脱したりすることが増加し、再犯につながるが多いため、その間をいかに円滑に移行させるかが課題であるという示唆を得た。

米国の調査からは、薬物事犯者処遇について基本的かつ重要なことは日米でおおむね共通しているということが確認されたことから、我が国で進められている施策、すなわち、施設内・地域内における処遇・支援の充実、施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行、刑事司法機関と医療・福祉・保健機関、民間支援団体等の連携の強化等の施策を推進していくことの妥当性が裏付けられたものと思料する。その上で、ドラッグコート等の処遇を我が国の処遇に取り入れることについては、我が国と諸外国とでは、裁判制度、薬物の乱用状況、刑事施設の収容状況等が大きくことなることなども踏まえ、慎重に検討される必要があるものと思料する。

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)

第3 再犯防止のための重点施策

1 - (3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

1 - (4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

戦略の内容

3 - (1) - 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

3 - (3) - 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

今後取り組んでいく施策

第3 - 2 (2) - -工 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の過程で使用したデータや文献等

評価の過程で使用した公的統計

評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」
平成7年版犯罪白書「薬物犯罪の現状と対策」
昭和57年版犯罪白書「薬物犯罪の動向と対策」
研究部報告34「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究 - オーストラリア, カナダ, 連合王国, アメリカ合衆国 - 」
研究部報告27「アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究」

【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 5年以内累積再入率

出所年を含む5年以内に受刑のため刑事施設に再入所した者の率をいう。

*2 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)

第3-1-(3)女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

第3-1-(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

*3 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

- 3 - (1) - 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設等における薬物依存の問題を抱える者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び

効果検証の結果を踏まえた、実施体制の見直しを行う。また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、地方更生保護委員会及び保護観察所が、個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で、専門的な処遇プログラムによる指導、薬物依存症の治療を受けるための調整、帰住先や就労先の確保に向けた支援、薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

- 3 - (3) - 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため、懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた準備及び施行後における適正な運用を行う。

*5 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

- 第3 - 2 (2) - - 工 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。

*6 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議策定)

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物を乱用した者の再乱用防止対策については、早期に発見し、早期に対応を行うことが重要であり、また、その際には本人の状態及び状況に応じた対応が必要である。

薬物乱用者が社会復帰し、薬物の再乱用を防止するためには、認知行動療法等を中心とした薬物依存症の適切な治療と社会復帰に向けた効果的な指導・支援の両輪により対策を講じる必要がある。

そのためには、薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。

また、薬物依存の治療及び薬物乱用者の社会復帰支援には、関係省庁間での連携を密にすることは当然であるが、民間団体との連携や薬物問題に悩む家族へのきめ細やかな支援が重要であることを理解し、効果検証等を通じて、より一層効果的な再乱用防止対策を推進する必要がある。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【薬物事犯者に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことは繰り返し指摘されており、「再犯防止に向けた総合対策」において、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されたことに加え、刑の一部の執行猶予制度が施行され、薬物事犯者に対する処遇の一層の充実が検討されるなどしており、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連し、実施する必要性が極めて高かった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	精神医療の領域において薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	実態調査では、主たる罪名が覚醒剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女性受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保した。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握可能なよう調査項目を設定した。かかる対象者及び調査項目の設定により、性別、薬物依存の重症度別、初入者・再入者の別といった対象者の特性に応じた調査分析が可能となり、そうした特性と薬物乱用状況等を詳細に検討できたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加え、国立精神・神経医療研究センターにおいて薬物乱用防止及び薬物依存症回復支援に資する研究を行っている学識経験者を共同研究者として、その知見を積極的に活用したことにより、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を幅広く設定するなどし、多様な観点から分析を加えることができた。このほかにも、公的統計等の信頼性の高いデータを用いて、妥当な分析手法により研究を行っており、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータの入手方法は、公開されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行っている。それ以外の手法では、同水準の研究の実施は困難であり、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、研究部報告62「薬物事犯者に関する研究」及び令和2年版犯罪白書（特集 薬物犯罪）として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっている。また、共同研究を行った国立精神・神経医療研究センターと共に、本研究の成果を平易にまとめた小冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」を作成し、全国の法務省所管の官署や司法機関、専門医療機関等に配布・送付したほか、国立精神・神経医療研究センターのホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。
	7 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」，「「世界一安全な日本」創造戦略」，「再犯防止推進計画」及び「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に沿ったものである上，諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や，薬物事犯者の特性について，刑事政策的な観点のほか，精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため，既に，厚生労働省における「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の資料や青少年向け薬物乱用防止読本に引用されているが，今後も，法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。

評点合計： 70点 / 70点

令和2年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等		(法務省2-(6))				
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (第5回犯罪被害実態(暗数)調査)					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (-3-(1))					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	26,740	-	-
		補正予算(b)	-	0	-	-
		繰越し等(c)	-	0	-	
		合計(a+b+c)	-	26,740	-	
執行額(千円)		-	26,298	-		
政策評価実施時期	令和3年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課			
評価方式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

効果的な刑事政策を考える場合, その前提として, 犯罪情勢を正確に把握することが不可欠である。そのための方法としては, 警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法(受理統計)と, 受理統計によっては把握できない「暗数」, すなわち, 認知件数と実際に発生している事件数との間の差を, 一般国民を対象としたアンケートによって調査する方法(暗数調査)がある。

認知件数と暗数は, 犯罪情勢を知る上で表裏一体のものであり, お互いを相補う形で活用することによって, 効果的な被害者施策, 特定の犯罪類型の被害実態把握に基づく効果的な犯罪予防対策などを考えることができる。

従前, 法務総合研究所では, 国連が1989年以降, 世界規模で定期的を実施していた暗数調査である国際犯罪被害実態調査(International Crime Victimization Survey, ICVS)の第4回(2000年)に参加する形で, 第1回調査(2000年(平成12年))を実施し, その結果を犯罪白書(平成12年版)¹⁾及び法務総合研究所研究部報告(以下「研究部報告」という。)(10, 18)²⁾で公表し, その後も, 4年に1回のサイクルで第2回調査(2004年(平成16年)), 第3回調査(2008年(平成20年)), 第4回調査(2012年(平成24年))を実施して, 従前同様, 犯罪白書(平成16年版, 20年版, 24年版)³⁾及び研究部報告(29, 41, 49)⁴⁾で公表してきた。また, 第5回ICVS(2004年)に参加した30の国・地域間の国際比較については, 先進国14か国を中心とした詳細な分析を研究部報告(39)⁵⁾で公表した。

暗数調査は, 定期的を実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため, 一定の周期で継続的に行うことが重要であり, 既に第4回調査から5年が経過していることから, できるだけ早期に実施する必要がある。なお, 暗数調査は, どのような犯罪が, 実際どのくらい発生しているかという実態を調べるもので, 一般国民から無作為抽出した調査対象者に対する調査結果に基づき, 犯罪被害率を統計的に推定する。暗数調査は, サンプル調査の結果から全体を推計するため, 統計的なサンプル誤差をできるだけ小さくする必要性から, サンプル数はある程度多いことが望ましいとされている。

参考として, 暗数調査の先進国である米国では, ICVSが開始される以前の1972年

に全国犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey, NCVS)が開始され、以後毎年実施されている(2014年調査では、サンプル数約90,000世帯、約160,000人)。また、英国では1982年に、英国犯罪被害実態調査(British Crime Survey, BCS)が開始され、おおむね隔年実施であったが、2001年以降は毎年実施され、その後、名称はイングランド及びウェールズ犯罪被害実態調査(Crime Survey for England and Wales, CSEW)に変更され、サンプル数も約50,000世帯と当初(11,000人)よりも大幅に増えている。

これらの国々では、全国規模で、地域別に多くのサンプルを抽出する調査を行っている。このため、下記(2)の目標に加えて、犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること(地域別、罪種別、犯行の手口別、被害者の属性別の犯罪被害情報の提供)なども、目的の一つに掲げられている。

(2) 目的・目標

本研究の目的は、国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態(暗数)調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を省内、警察等の関係省庁及び大学等の研究機関に提供することであり、具体的には、下記の事項を予定している。

警察に届けられなかった犯罪の種類及び件数等を推定すること(受理統計と実態との違いを把握する)。

犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること。

犯罪動向に関する経年比較データ(定点観測データ)を収集すること。

治安等に関する国民の意識を明らかにすること。

犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成30年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者を層化二段無作為抽出法⁶(第3回調査同様に男女同数で合計6,000人を抽出する予定)により抽出する。

(イ) 調査項目

第4回調査で用いた国際標準の調査項目(「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの)を使用する。また、我が国に特有の必要性のある事項については、上記国際標準の調査項目とは別に、調査事項とする。

ウ 調査方法

調査に係る費用の予算措置が適切になされることを前提に、上記調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者から個別に聴取して調査を行う。なお、調査の実施及び基礎集計データベースの作成は、民間業者に委託して行う。

エ 分析方法

犯罪被害実態については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害(乗り物関係の被害、不法目的侵入等)及び個人犯罪被害(強盗、性的事件等)の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成29年4月19日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準(別紙1)第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果も参照して経年比較を行うことは、実態に即した刑事に関する施策の検討のための重要な基礎資料としての意義がある。また、犯罪被害者等基本計画においては、これまで法務省における犯罪被害実態調査に関する必要性について言及しており、最新の「第3次犯罪被害者等基本計画」⁷（平成28年4月1日から平成32年度末）においても「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」（施策番号212）が盛り込まれている。以上から、本研究は、法務省の施策と密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものである。さらに、本研究は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる5回目の研究であり、これまでの研究との経年比較及び国際的な比較という点で、他の研究機関では代替する研究の実施は困難である。暗数調査は、定期的実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第4回調査から5年が経過していることから、できるだけ早期に実施する必要がある。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

（2）効率性

調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約400か所の地点から全国の16歳以上の男女6,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みである。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切である。また、刑事司法分野の実務家である法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施し、得られた調査結果を、統計学的に妥当な手法を用いて、法務総合研究所の研究官が分析するものであり、研究の実施体制・手法は適切である。さらに、全国にまたがる対象者からの聞き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施する。集計されたデータの分析は、研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。なお、これまでの4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなく従来の訪問調査方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において、「分からない」との回答が25パーセントを超えたり、無回答が62.5パーセントを記録するなどの回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究では、従来から実施してきた訪問調査方式を採用した。犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用する研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

（3）有効性

犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等の犯罪被害実態（暗数）調査の結果は、研究部報告や犯罪白書を通じて定期的に公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者に立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において利用されるなど、今後も多様な場面において、大いに利用されることが見込まれている。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

（4）総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であることから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和3年4月23日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

（1）本研究の成果について

効果的な治安対策の前提として必要な犯罪の発生状況を正確に把握するためには警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を調べる必要があるところ、本研究では、警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、治安等に関する国民の意識を明らかにすること、犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供することを目的に調査・研究を進め、以下の知見を得た。

ア 犯罪被害の実態

全犯罪被害（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待を除く。）に該当する犯罪被害）のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全回答者の23.8パーセントであり、平成30年1年間では7.0パーセントであった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第1回（平成12年）から第4回（平成24年）までのいずれの調査と比べても低かった。

イ 被害の有無に影響を与える要因

ある犯罪被害の有無に関して被害者の各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析^⑥を行った。全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、世帯人数、性別、年齢層が有意であり、アパート等に居住する人は一戸建て住宅に居住する人に比べて、世帯人数4人以上の人は1人の人に比べて、女性は男性に比べて、59歳以下の人は60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高いなどの結果が得られた。

ウ 犯罪に対する不安等

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第4回調査（平成24年）に比べ、第5回調査（平成31年）では、居住地域における犯罪に対する不安を感じる人の比率が低下した。

エ 我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を経年比較したところ、「良い」とする人の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする人の比率が一貫して低下する傾向が見られた。

オ 被害率と認知件数の比較

8つの被害態様について、過去の調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図からは、それぞれ極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れた。

カ 犯罪被害状況

（ア）世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、乗り物関係の被害（盗難及び自動車損壊）と住居への不法侵入（未遂を含む。）に大別される。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、自転車盗の被害率が最も高く、次いで自動車損壊であった。

被害の状況を見ると、乗り物関係の被害では、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗において被害に遭ったと答えた人の比率は、住居形態が「アパート等」の場合は

高く、「一戸建て」において低いなどの特徴が見られた。不法侵入（未遂を含む。）の被害の有無については、都市規模、世帯人数、住居形態及び防犯設備の有無による違いは見られなかった。

被害の申告状況につき、被害に遭ったと回答した人に占める捜査機関に被害を届け出たと回答した人の比率が高かったのは、自動車盗、バイク盗、自転車盗、車上盗であった。

(イ) 個人犯罪被害

個人犯罪被害の中では、個人に対する窃盗の被害率が最も高かった。

被害の状況を見ると、強盗等では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人未満の市町村」において同比率が低かった。個人に対する窃盗では、「59歳以下」、「働いている」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。暴行・脅迫では、「40～59歳」の人が被害に遭った比率が高く、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。ストーカー行為では、「政令指定都市等」、「女性」、「39歳以下」、「未婚」、「アパート等」の人が被害に遭った比率が高く、「人口10万人以上の市」、「男性」、「60歳以上」、「既婚」、「一戸建て」の人につき同比率が低かった。DVでは、「女性」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。児童虐待では、「女性」、「39歳以下」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。性的な被害では、「女性」、「39歳以下」、「未婚」・「同棲」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「既婚」の人につき同比率が低かった。なお、ストーカー、DV及び児童虐待に係る被害については、第5回調査から、調査対象に加えたものである。

被害に遭った場所で、ほとんどの被害において回答数が多かったのは、「自宅・自宅敷地内」、「自宅付近」、「自宅のある市町村内」であったが、性的な被害においては、「職場・アルバイト先」が最も多かった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても、捜査機関に被害を届け出た人より、届出をしなかったと答えた人の数の方が多かった。また、いずれの被害においても、各属性別による被害申告の有無に有意な関連性は見られなかった。

(ウ) 各種詐欺・個人情報の悪用の被害

各種詐欺・個人情報の悪用の被害においては、過去5年間で見ると、クレジットカード情報詐欺の被害率が最も高く、次いで消費者詐欺、個人情報の悪用であった。

被害の状況を見ると、クレジットカード情報詐欺では、「40～59歳」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」において同比率が低かった。振り込み詐欺では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人以上の市」において同比率が低かった。振り込み詐欺未遂では、「60歳以上」、「無職・定年」において被害に遭った人の比率が高く、「39歳以下」、「働いている」・「学生」において同比率が低かった。インターネットオークション詐欺では、「39歳以下」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」・「無職・定年」において同比率が低かった。個人情報の悪用、消費者詐欺では、被害の有無に関し各属性別に有意な関連性は見られなかった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても届出をした人より届出をしなかった人の方が多く、特に振り込み詐欺以外の被害においてその傾向が顕著だった。いずれの被害においても、申告の有無について各属性別による有意な関連性は見られなかった。

キ 犯罪被害の申告及び不申告の理由

(ア) 犯罪被害申告の理由

乗り物関係の被害では、主な申告理由は、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であった。住居への不法侵入（未遂を含む。）では、主な申告理由は、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」であった。

強盗等及び個人に対する窃盗では、主な申告理由は、「盗まれたもの（取られたもの）を取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であり、暴行・脅迫では、「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、各種詐欺等被害では「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、ストーカー被害では「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、DVでは「助けを求めるため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」、性的事件では「再発を防ぐため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」であった。

(イ) 犯罪被害不申告の理由

ほとんどの被害において、主な不申告理由は、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」であった。ただし、クレジットカード情報詐欺においては、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」が最も多く、また、DVでは「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「どうしたらよいのかわからなかった（被害を届け出る方法がわからなかった）」が、児童虐待では「どうしたらよいのかわからなかった」、「相談しても何もしてくれないと思った」、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が多かった。

ク 治安に関する認識・量刑に関する意見

居住地域における犯罪被害に対する不安については、個人犯罪被害に対する不安のうち夜間の一人歩きに対する不安と、世帯犯罪被害に対する不安のうち不法侵入の被害に遭う不安を取り上げ調査してきた。夜間の一人歩きについて、ロジスティック回帰分析によると、世帯人数4人以上の人は1人の人と比べて、女性は男性と比べて、59歳以下の方は60歳以上の方と比べて、既婚・同棲・別居・その他の人は未婚の方と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの方と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの方と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。不法侵入の被害に遭うことについては、同分析によると、一戸建ての方はアパート等の方と比べて、59歳以下の方は60歳以上の方と比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生と比べて、既婚・同棲の方は未婚の方と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの方と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの方と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。

ケ 成果物

本研究の成果は研究部報告61「第5回犯罪被害実態（暗数）調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 - 」としてまとめたほか令和元年版犯罪白書に掲載し、法務省関係部局や刑事政策等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。さらに、総務省がインターネット上に展開する「政府統計の窓口（e-Stat）」のホームページにも掲載し、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用できるようにしている。

また、日本犯罪心理学会第58回大会において、本研究の成果を法務総合研究所の研究官等が発表している。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果を参照して経年比較を

行ったことは、実態に即した刑事政策に関する施策を検討するための重要な基礎資料を提供するという点で意義があった。

また、「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日から令和2年度末まで)でも「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」(施策番号212)が盛り込まれていた。以上から、本研究は、法務省の施策に密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものであった。

加えて、本研究は、他の研究機関で現に実施されておらず、他では得られないものである。特に、国際犯罪被害実態調査(ICVS)を参考に犯罪被害を世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺被害に三分して調査するなど、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握するとともに、過去4回の調査の実績を基に経年比較も行える唯一のものであり、他の機関では代替する研究の実施は困難であった。

このように、必要性を評価する2項目は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高いものであったと認められる。

(効率性の評価項目)

調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、全国の16歳以上の男女6,000人を抽出することによって、適切に代表性を確保した上で十分な標本を得ることができた。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。

本研究の実施に当たっては、刑事司法分野の実務家である法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査会社が調査を実施し、得られた調査結果については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害(乗り物関係被害、住居への不法侵入)及び個人犯罪被害(強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、ストーカー行為、DV、児童虐待の被害及び性的な被害)について、被害様態別、都市規模別、男女別、就労状況別の視点から法務総合研究所の研究官等が統計学的に妥当な研究方法を用いて分析を行った。また、本研究は、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入することとしたところ、犯罪被害者団体等にも事前に相談を行い、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地から自計方式とし、調査対象者に提出方法(調査員が回収、郵送又はインターネットによるオンライン回答)を選択して提出してもらう方法としたほか、犯罪被害に関する各種相談・連絡先を案内することなども行った。このようなことから、本研究の研究の実施体制・手法は非常に適切であった。

さらに、全国にまたがる対象者からの聴き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施した。また、集計されたデータの分析は、研究官等が各自に貸与されている法務省の備品等を用いて行い、特別な支出を要しない手法を採用した。なお、従前の第1回から第4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなくそれまでの面接方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究は、第3回まで実施してきた訪問調査を実施したが、それにより、第4回のように分析や経年比較に困難を来すような事態は生じなかった。

以上から、犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用した研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。

このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高いものであったと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究の成果物は、研究部報告61「第5回犯罪被害実態(暗数)調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 - 」(令和2年3月)としてまとめられており、併せて、研究成果の概要は令和元年版犯罪白書にも掲載されている。前記研究部報告61及び令和元

年版犯罪白書（研究成果の概要掲載部分）は、文章構成が適当であり、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用等を心がけた上、被害態様別被害率等の項目については、過去5回の調査に関する経年比較も行うなど、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても分かりやすい記述となっている。

また、前記研究部報告61を法務省ホームページに掲載したほか、総務省がインターネット上に展開する「政府統計の窓口（e-Stat）」のホームページにも掲載し、既に、法務省の「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」における資料として活用されているように、今後、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されることが見込まれる。

このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高いものであったと認められる。

（3）総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれも認められ、評点の合計は70点中70点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

令和3年7月15日

（2）実施方法

会議

（3）意見及び反映内容の概要

ア 本研究の成果について

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号6のとおり

〔反映内容〕

暗数調査は、犯罪動向に関する経年比較データの収集を主な目的とすることから、基本的には、調査内容を毎回共通させる必要があるが、御指摘のように、近年の犯罪状況を踏まえて犯罪の発生状況を調査する必要性もあることから、第5回調査では、ストーカー行為、DV及び児童虐待に係る被害状況を調査対象に加えたものである（本報告書5（1）カ（イ）に、その旨の記載を追加）。一方で、調査対象が余りに多くなると、対象者の負担が過大となることが危惧されるため、調査対象を必要最小限に絞る必要があることなどから、SNSを通じた若年層をねらった性被害等については、第5回調査の対象には加えていない。なお、特殊詐欺については、第3回（平成20年）から調査対象に加えている。

御指摘の点も踏まえ、今後暗数調査を実施する際には、その時々問題となっている犯罪動向に係る被害を適切に把握するため、調査対象をどのように設定するのかという点についても引き続き検討してまいりたい。

イ 有効性の評価項目について

〔意見〕

別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号7のとおり

〔反映内容〕

我が国と諸外国とでは、調査規模や調査対象地域の設定等について差異があることなどから、諸外国が調査目的に掲げているような情報提供を我が国の暗数調査でも行うことができるかという点については問題がないとはいえないが、今回の調査結果を

一般市民にも分かりやすく役立つものとして提供することが望ましいという点は御指摘のとおりであると思料する。第5回暗数調査の結果については、記者に対して説明を行ったことなどもあり新聞記事にも取り上げられた上、その成果物（犯罪白書及び研究部報告）を法務省ホームページで参照できるようにしているが、今後も、一般市民も対象に含めながら、研究結果の効果的な発信に努めてまいりたい。

7. 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）
施策番号212法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】
予算要求を行っていないため、該当事項なし。

-
- *1 平成12年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/41/nfm/mokuji.html>）
 - *2 研究部報告10（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00045.html）
研究部報告18（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00037.html）
 - *3 平成16年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/48/nfm/mokuji.html>）
平成20年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/55/nfm/mokuji.html>）
平成24年版犯罪白書（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html>）
 - *4 研究部報告29（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00022.html）
研究部報告41（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00011.html）
研究部報告49（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html）
 - *5 研究部報告39（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_houkoku39.html）
 - *6 層化二段無作為抽出法
行政単位（都道府県・市町村）と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定のサンプル抽出を行うもの。
 - *7 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」
- 第4 - 2 - （3）法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査
法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。
 - *8 ロジスティック回帰分析
独立変数（研究計画で効果を知るために操作する変数であり、説明変数とも呼ばれる。）にも、従属変数（独立変数の影響を受けた結果として表れる変数であり、目的変数とも呼ばれる。）にも質的データ（アンケート調査などで、複数の選択肢（「はい」、「いいえ」等）の中から回答を選ばせたような場合のデータのことであり、大きさや長さのように量的価値や順序性を持たないデータ）を用いることができる多変量解析の一つである。ロジスティック回帰分析は、例えば、ある少年が将来犯罪を行うかどうかを予測するなど、予測のための理論的モデルを構築するためによく用いられ、従属変数を予測・説明するために最も効果的な独立変数及びその組合せを見付け出すことができる。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【第5回犯罪被害実態（暗数）調査】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果を参照して経年比較を行ったことは、実態に即した刑事政策に関する施策を検討するための重要な基礎資料を提供するという点で意義があった。また、犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者実態調査に関する必要性について言及しており、「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日から令和2年度末まで）でも「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」（施策番号212）が盛り込まれていた。以上から、本研究は、法務省の施策に密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものであった。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、他の研究機関で現に実施されておらず、他では得られないものである。特に、国際犯罪被害実態調査（ICVS）を参考に犯罪被害を世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺被害に三分して調査するなど、犯罪被害の実態について、国際的に比較可能な形で把握するとともに、過去4回の調査の実績を基に経年比較も行える唯一のものであり、他の機関では代替する研究の実施は困難であった。
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、全国の16歳以上の男女6,000人（男女各3,000人）を抽出することによって、適切に代表性を確保した上で十分な標本を得ることができた。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究の実施に当たっては、刑事司法分野の実務家である法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査会社が調査を実施し、得られた調査結果については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害（乗り物関係被害（盗難及び自動車損壊）、住居への不法侵入（未遂も含む。））及び個人犯罪被害（強盗、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、ストーカー行為、DV、児童虐待の被害及び性的な被害）について、被害様態別、都市規模別、男女別、就労状況別の視点から法務総合研究所の研究官等が統計学的に妥当な研究方法を用いて分析を行ったものである。 また、本研究は、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入することとしたところ、犯罪被害者団体等にも事前に相談を行い、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地から自計方式とし、調査対象者に提出方法（調査員が回収、郵送又はインターネットによるオンライン回答）を選択して提出してもらった方法としたほか、犯罪被害に関する各種相談・連絡先を案内することなども行った。 以上から、本研究の研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
	5 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	全国にまたがる対象者からの聴き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続きを経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施した。また、集計されたデータの分析は、研究官等が各自に貸与されている法務省の備品等を用いて行い、特別な支出を要しない手法を採用した。 なお、従前の第1回から第4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなくそれまでの面接方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において「分からない」との回答が25%を超えたり、無回答が62.5%を記録するなど回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究は、第3回まで実施してきた訪問調査を実施したが、それにより、第4回のように分析や経年比較に困難を来すような事態は生じなかった。 以上から、犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用した研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
有効性	6 研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の成果物は、研究部報告61「第5回犯罪被害実態（暗数）調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 -」（令和2年3月）としてまとめられており、併せて、研究成果の概要は令和元年版犯罪白書にも掲載されている。前記研究部報告61及び令和元年版犯罪白書（研究成果の概要掲載部分）は、文章構成が適当であり、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用等を心がけた上、被害様態別被害率等の項目については、過去5回の調査に関する経年比較も行うなど、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても分かりやすい記述となっている。
	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究成果物である研究部報告61「第5回犯罪被害実態（暗数）調査 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査 -」を法務省ホームページに掲載したほか、総務省がインターネット上に展開する「政府統計の窓口（e-Stat）」のホームページにも掲載し、既に、法務省の「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」における資料として活用されているように、今後、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用され、又は、大学での研究等その他の場で広く利用されることが見込まれる。

評点合計： 70点 / 70点